

○飯塚市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金支給要綱

令和2年5月1日

飯塚市告示第145号

改正 R2-323

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延による国内経済に対する甚大な影響により、事業活動の継続及び雇用の維持を図ることが困難となった事業者に対し、事業活動の継続及び雇用の維持を図ることを目的として飯塚市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金(以下単に「応援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 応援金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 飯塚市内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う経済に対する影響により、次の表に掲げる融資制度等のいずれかについて、令和2年5月31日までに融資の申請を行い、令和2年10月30日までに融資の決定を受けている事業者であること。

セーフティネット保証4号
セーフティネット保証5号
危機関連保証
セーフティネット貸付
新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策マル経融資
危機対応融資
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策衛経(生活衛生改善貸付)
衛生環境激変対策特別貸付
福岡県緊急経済対策資金又は新型コロナウイルス感染症対応資金

(R2-323一改)

(応援金の額)

第3条 応援金の額は、1事業者当たり30万円とする。ただし、複数の融資制度等を

利用している場合においては、1事業者当たり1回限りの支給とする。

(応援金の支給申請)

第4条 応援金の支給を受けようとする者は、飯塚市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金支給申請書兼請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第2号の表に掲げる融資制度等を申し込むに当たって提出した書類の写し及び当該融資制度等に係る融資決定通知書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、飯塚市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金支給決定通知書により、当該申請をした者に応援金の額を通知するとともに、応援金を支給する。

(不当利得の返還)

第6条 市長は、応援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援金の支給を受けた者に対しては、応援金の支給の決定を取り消し、期限を定めて応援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

附 則(令和2年10月1日 告示第323号)

この告示は、告示の日から施行する。